

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言及されている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

(変更)

			資料番号	13	担当課	水産課
法令名	愛媛県漁業調整規則	根拠条項	47-1	許認可等の内容	試験研究等の特別採捕許可	
<p>○愛媛県漁業調整規則 (令和2年愛媛県規則第57号) (試験研究等の適用除外)</p> <p>第47条 この規則のうち水産動植物の種類若しくは大きさ、水産動植物の採捕の期間若しくは区域又は使用する漁具若しくは漁法についての制限又は禁止に関する規定は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗 (種卵を含む。) の供給 (自給を含む。) (以下この条において「試験研究等」という。) のための水産動植物の採捕について知事の許可を受けた者が行う当該試験研究等については、適用しない。</p> <p>2 ～ 8 略</p>						